

[松阪市からのお知らせ]

無料

家具を固定します

大地震に備え、大切な生命を守るため
家具の転倒防止をしましょう！



中越地震での
負傷者の約4割は
家具の転倒など
によるものです！



市では、地震対策として
自力で家具転倒防止器具を
取り付けることが困難な方を対象に、
住宅内の家具を無料で固定する
事業を実施しています。

内容

住宅内にある家具をチェーン等で無料で3つまで固定します。

- ◆テレビや冷蔵庫などの電化製品は対象外です。
- ◆作業は、市が委託契約している業者が行います。
- ◆1世帯1回限りです。

対象

市内に住所があり、次のいずれかに該当するときに事業の利用ができます。
※老人ホーム、ケアハウス等入居者は除きます。

65歳以上の
高齢者のみの世帯

ひとり親家庭の世帯
(20歳未満の子どもを養育)

身体障害者手帳
(1級～3級)

要介護認定
3以上

療育手帳A
精神障害者
保健福祉手帳1級

上記のいずれかの交付を受けている方が居住する世帯

お申し込みはこのチラシの裏の申請書をお使いください

裏面の申込書に必要事項を記入し、**事業対象要件が確認できる書類**（健康保険証の写し、又は各種手帳の写し等）を持参のうえ、**防災対策課**又は**お近くの地域振興局 地域振興課**までお申し込みください。（郵送も可能です）

松阪市役所 [防災対策課]

515-8515 松阪市殿町1340番地1

TEL : 0598-53-4313

FAX : 0598-22-1055

先着順

募集戸数には
限りがあります

嬉野振興局 地域振興課 TEL 0598-48-3800
 三雲振興局 地域振興課 TEL 0598-56-7905
 飯南振興局 地域振興課 TEL 0598-32-2511
 飯高振興局 地域振興課 TEL 0598-46-7111

様式第1号（第4条関係）

松阪市災害時要配慮者等宅家具固定事業申込書兼同意書

年 月 日

（宛先）松阪市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

家具固定事業を利用したいので、松阪市災害時要配慮者等宅家具固定事業実施要綱第4条第1項の規定により次のとおり申請します。なお、資格審査にあたって、私及び家族の資格条件内容について調査閲覧することに同意します。

1 世帯員 (申請者を含む。)	氏名	生年月日	年齢	続柄	各種手帳等の有無
					①身体障害者手帳1～3級 ②要介護認定3以上 ③療育手帳A ④精神障害者保健福祉手帳1級 ⑤児童扶養手当証書 ⑥一人親家庭等医療費受給資格証
					有 () ・ 無
					有 () ・ 無
					有 () ・ 無
					有 () ・ 無
2 家屋の所在地	申請者住所と同じ ・ 松阪市 町				
3 家屋の種類	持ち家 ・ 借家 ・ アパート ・ 公営住宅				
4 固定希望家具名	1	2	3		
5 家主の承諾	この申請により、家屋内の家具転倒防止のため、金具等により家具等を家屋（柱・壁・床等）に固定することを承諾します。 年 月 日 家屋所有者 住 所 氏 名 ㊟				

添付書類

各種手帳等の写し、健康保険証の写し、その他対象者となることが証明できるもの。

注意事項

- 1 本申込を中止するときは、速やかにその旨を届け出てください。
- 2 固定された家具等が転倒するなどの被害が生じても、市長及び委託者はその損害責任を負いません。
- 3 借家、アパート及び公営住宅の明渡しの際など、固定後の金具等の取り外しや原型復旧が必要な場合は、申請者の自己責任で行ってください。